

姫治地区センターの使用について

Ⅰ 使用できる日時

- (1) 姫治地区センター（以下「地区センター」という）の使用時間（準備、片付け含む）は、午前8時30分から午後10時までです。
- (2) 休館日は、年末年始 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までです。
- (3) 選挙、災害、悪天候、施設点検日等で休館となる場合があります。

Ⅰ 使用申請

- (1) 使用する日の3ヶ月前応当日から（定期団体は4か月前応当日から）できます。
- (2) 連続して使用できる日数は5日間（休館日は含まず）
- (3) 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分
 土曜日 午前8時30分から午後5時00分
- (4) 窓口で使用希望日の空き状況を確認します。「地区センター使用等許可申請書」を記入し、使用料を納入してください。申請者欄は、窓口に来た方の情報を記入してください。
- (5) 使用申請にあたっては、「地区センターの使用に関する遵守事項及び留意事項」をご了承いただき、署名のうえ提出してください。受付後コピーをお渡しします。
- (6) 子ども（中学生以下）だけの使用はできません。

2 鍵の受け渡し

- (1) 使用当日窓口にて「地区センター使用等許可書」を提示し、鍵と地区センター使用日誌を受け取ってください。
- (2) 部屋が空いていれば、使用時間の10分前からお渡しできます。

3 鍵の返却

- (1) 使用後は、清掃、片付けをし、使用日誌に従ってチェックを行い、使用時間内に鍵と「地区センター使用日誌」を窓口に戻却してください。
- (2) 使用時間を過ぎた場合は、超過した分の使用料を申し受ける場合があります。
- (3) 活動中に出了たゴミは持ち帰ってください。

4 使用の変更、取り下げ（キャンセル）

- (1) 使用日の前日（前日が日祝日のときは使用日前の最終開庁日）までに窓口で申請してください。
- (2) 使用の取り下げは、還付申請に基づき使用料を還付します。
- (3) 使用の変更、他日への振り替えは 1 回限りできます。振り替え日が決まってない場合は還付となります。また、変更に伴い返金の差額が出る場合も還付となります。
- (4) 使用当日の変更、取り下げについては、使用料の還付及び使用日時の変更ができません。ただし、災害、暴風警報の発令その他使用者の責めに帰さない理由の時はこの限りではありません。

(5) 変更、還付の申請は、使用等許可書申請者が手続きをしてください。

持ち物 変更 地区センター使用等許可書

還付 地区センター使用等許可書、振込先のわかるもの

5 定期団体の登録

(1) 定期団体の登録を受けようとする団体は、「地区センター定期使用団体届出書」を提出してください。

(2) 登録の有効期限は、登録年度内(4月1日から翌年3月31日まで)となります。

(3) 「地区センター定期使用団体届出書」の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

6 使用上の注意

(1) 申請があれば、飲食、飲酒ができます。(研修室、図書室、体育館は除く)調理器具等の持ち込みはできません。

(2) 施設や備品を破損した場合や、破損箇所を発見した場合は、速やかにご報告ください。

(3) 研修室、調理室、大ホール、体育館は土足禁止です。各部屋にある専用スリッパは館内の移動や他の部屋では使用できません。

(4) 体育館、大ホールでスポーツ、ダンス等をする場合は、室内専用靴をご持参ください。

(5) 体育館には、支柱、ネット(ソフトバレー、バドミントン用)、卓球台はありますが、ボール、ラケット等はありませんのでご持参ください。

(6) 体育館は、競技によっては使用できない場合があります。

(7) コピー機、印刷機の使用は、活動に必要な物のみ有料でできます。カラーコピーはできません。

(8) 地区センターで活動中の事故等に対する保険は、各団体、個人でご加入ください。

(9) 地区センター内に団体、個人の持ち物を保管することはできません。

(10) 館内、敷地内は禁煙です。